**別添**

**粉じん作業　自主点検表**

点検日：令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業場名 | |  | | | | |
| 所在地、電話番号 | | ☎ | | | | |
| 点検者職氏名 | |  | | | | |
| 粉じん作業内容  (該当項目に○印) | | ・アーク溶接作業、岩石等の裁断（屋内・屋外）  ・金属等の研磨作業（屋内・屋外）  ・屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業  ・屋外における鉱物等の破砕作業  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 点検項目 | | | 点検結果 | | | 改善見込 |
| じん肺健康診断の実施 | | | 有 | 無 | ― |  |
| じん肺健康管理状況報告 | | | 提出済 | 未提出 | ― |  |
| 換気装置等の設置（屋内作業） | | | 局所排気装置、プッシュ・プル型換気装置等 | 全体換気装置 | 無 |  |
| 呼吸用保護具に関する管理 | 保護具着用管理責任者 | | 選任 | 未選任 | ― |  |
| 適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導 | | 有 | 無 | ― |  |
| 保護具の保守管理及び廃棄 | | 実施済 | 未実施 | ― |  |
| フィルタの交換管理 | | 実施済 | 未実施 | ― |  |
| 電動ファン付き呼吸用保護具の使用 | | 有 | 該当無 | 無 |  |

**【自主点検における留意点】**

**１　じん肺健康診断の実施について**

事業者は、次の労働者に対して、各期間以内に１回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象 | 期間 |
| 常時粉じん作業に従事する労働者 | ３年 |
| 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理２又は管理３であるもの | １年 |
| 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理２である労働者 | ３年 |
| 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理３である労働者 | １年 |

**２　じん肺健康管理状況報告について**

事業者は、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年２月末日までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、労働局長に報告しなければなりません。

なお、じん肺健康診断を実施していない年についても報告が必要です。

**３　換気装置等の設置について**

屋内で粉じん作業を行う際は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等、全体換気装置よる換気の実施又はこれと同等以上の措置を講ずる必要があります。（措置の内容は粉じん作業によって異なります。）

**４　呼吸用保護具に関する管理について**

呼吸用保護具の継続的な適正管理のため、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有するものから「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任し、保護具の適正な選択、使用及び保守管理を行わせることが重要です。

　また、電動ファン付き呼吸用保護具は、一般的に防じんマスクより防護係数が高く、健康障害防止の観点からより有用であるため、着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においてもこれを着用することが望ましいものとなります。

**【粉じん作業の例】**

・土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業

・研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業

・屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業

・金属をアーク溶接する作業